

国立大学法人千葉大学学長選考・監察会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人千葉大学の組織に関する規則第9条第2項の規定に基づき、国立大学法人千葉大学学長選考・監察会議(以下「学長選考・監察会議」という。)に関し必要な事項を定める。

(構成)

第2条 学長選考・監察会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 国立大学法人千葉大学経営協議会規程第2条第1項第4号に掲げる者の中から経営協議会において選出された者 7名
 - 二 国立大学法人千葉大学教育研究評議会規程第2条第1項第2号から第5号までに掲げる者の中から教育研究評議会において選出された者 7名
- 2 前項各号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第3条 学長選考・監察会議は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 学長の選考に関する事項
- 二 学長の任期に関する事項
- 三 学長の解任に関する事項
- 四 学長の業績評価に関する事項
- 五 その他学長選考・監察会議に関し必要な事項

(議長)

第4条 学長選考・監察会議に議長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 議長は、学長選考・監察会議を主宰する。
- 3 議長に事故あるときは、議長があらかじめ学長選考・監察会議の議を経て指名した委員が、その職務を行う。

(会議)

第5条 学長選考・監察会議は、議長が必要と認めるとき、開催するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員の3分の1以上の請求があるときは、議長は学長選考・監察会議を開催するものとする。

(議事)

第6条 学長選考・監察会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 学長選考・監察会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(学長選考の対象者)

第7条 委員が学長候補者になったときは、当該委員は、委員を辞任するものとする。

2 前項の規定により委員に欠員が生じた場合は、欠員となった委員を選出した組織から補充するものとする。

(意見の聴取)

第8条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第9条 学長選考・監察会議は、必要と認めるときは、専門的事項について調査検討及び学長選考又は解任の申出に係る実務を行わせるため、専門部会をおくことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(議事録)

第10条 学長選考・監察会議の議事進行の過程及び決定事項は、議事録に記録する。

(庶務)

第11条 学長選考・監察会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、学長選考・監察会議に関し必要な事項は、議長が学長選考・監察会議に諮って、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年9月24日から施行する。

2 学長選考会議の最初の委員の任期は、第2条第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成18年1月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。